

# ノーサイド

## 禍害と被害を超えた論理の構築

(18)

中村周平

「これまで自分が経験してきたことを形にしてどこかの学会で発表させてもらえないでしょうか…」、これが弁護士の方をお願いしたことでした。応用人間科学研究科在学中に一度学会での発表は経験したものの、修士論文をまとめて以降は、自分の考えや想いを可視化する作業は一切と断っていいほど行なっていませんでした。この時期だからこそ書き出したい想い、というものがあつたのは確かだったのですが、忙しさを言い訳に手を付けられずにいました。この「学会発表」は、気持ちを奮い立たせるには十分なきっかけとなりましたし、そこまで自分を追い込まなければもうスポーツ事故のことには関わらなくなるのではないかという、危機感もありました。

この無理難題を、弁護士の方は快く受け入れてくださりある学会での発表を勧めてくださいました。

「日本スポーツ法学会」という学会でした。貴学会は1992年に結成された20年以上の歴史を持つ学会です。2011年にスポーツ振興法の全面改訂によって成立した「スポーツ基本法」の成立やその内容にも大きな影響を与え、日本のスポーツ法学において先進的な取り組みを行なっておられます。また、メンバーの多くが現役の弁護士の方や法学に関わる大学教員の方で構成されています。ただ、当時の私はそのような大事なことも知らず、ただただ自分の想いをまとめることに精一杯になっているころ

でした。また、本来であれば発表内容が学会の趣旨に沿ったもの（スポーツ「法学」に関わる課題）であるかを事前に審査されるどころ、今回は「事故当事者の声を直接聞く機会を作ってはどうか」と弁護士の方が当時の会長の方に進言してくださり（そのことも、後々に知ることとなりましたが…）、発表の機会をいただくことができました。「事故当事者が置かれている状況を発信することは、スポーツ法学だけでなくスポーツ振興、発展に不可欠」という弁護士の方の言葉に本当に頭が下がる思いでした。

2011年12月、早稲田大学で行なわれる発表の日を迎えました。ホテルのバリアフリーの状況や介助者が複数必要であることなどから宿泊による前日入りが難しいため、順番を最後に回していただけるよう事前をお願いをしていました。東京に着くまでの2時間強は、乗り物酔いと闘いながら何度も原稿を読み直しました。現地に着いてからは何とか気持ちを落ち着けることができ、やや緊張気味ではありましたが本番に臨むことができました。事故後の当事者の現状、事故対応に対する思い、司法に対して感じたジレンマ、修士論文をまとめていく上での学び・・・事故からこれまでの経緯や、その時々生じた事柄を説明していきました。課題であった法的な課題についても弁護士の方にアドバイスをいただき、全体の流れの中でいくつか触れることができ

ました。20分間の発表は想像していた以上に短く感じましたが、無事最後まで話し終えることができました。会場からは自身が挙げていた「事故当事者同士の繋がり、連絡が取り合える環境が構築されておらず、事故当事者が孤立しやすい現状が生まれている」という課題に対して、個人情報の問題や事故の補償金を受け取った事故当事者へのセキュリティの問題についての言及がありました。これまでに考えた事のなかった質問だったため、当時は的を得ない…悪く言えば、よくわからない答えをしていたように思います。しかし、ここでの返答以上の課題が自身にあることを後に痛感することとなります。

発表当日を何とか終わることができ、自身の中では少しばかりの達成感のようなものが生まれていました。一つ目標にしていたものを達成することができたことへの安堵感だったのかもしれませんが、発表から時間が経つに連れて「ある不安」が生まれてきました。それは、発表当日に学会メンバーの方が発表されている内容や交わされている会話のほとんどが理解できていなかったことでした。「民法709条?」、「過失立証?過失責任?」、「許された危険???違法性阻却事由????」。これまで耳にしたことの無い言葉ばかりが飛び交っていました。当日は達成感と安堵感から、自身の中では大きく気にかけることは無かったのですが、この「ある不安」は日に日に大きくなっていきました。

これまで大学の講義や学校・スポーツ事故の勉強会などで、事故について自身の想いを伝えてきました。応用人間科学研究科で、これまでを振り返り事故当事者ではない立場から過去の自分を見つめ直すこともできました。それは、「事故当事者」としてできることであつたと思っています。ただ、それはある意味で「事故当事者」という立場にあやかり、事故に関するそれ以外のことは深めずにきたことを示していました。「どの法律を根拠に調停を申し立てたのか」、「スポーツ事故対応における法的な問題点は何なのか」、「自身がこれから求めていきたい『無過失補償』のメリット、デメリットは」…。2002年11月17日に起きたあの事故のことを「事故当事者」の視点で語り、発信することはできても、その問題点を法的な視点から考えることはまったくできません

でした。日本スポーツ法学会での発表の際、スポーツ事故を司法の場で争うことを「司法の限界」などと表記していたにも関わらず、その司法のことについてあまりにも無知な自分がそこにいました。そんな自分が法学を専門とされている研究者の方や日々実践されている弁護士の方の前で話していたんだと考えるだけで背中に冷たいものが流れました。そして、何よりこのままの自分でスポーツ事故について発信していくことに恐怖すら感じていました。「このままじゃ、事実どころか誤った情報を発信してしまう。でも、どうしたら…」。答えはすぐにはできませんでした。ただ、無知である事実を正面から受け止め、今の自分には何が必要であるのか。そのことを考える時間が必要だと感じました。

早稲田大学での発表から数週間後、貴学会事務局から年報への投稿論文について連絡をいただきました。発表当日の内容を2万字以内にまとめ、査読を通れば年報に投稿論文として掲載してもらえるとのものでした。当日の発表用レジュメなど活用しながら作成した原稿案は文字数も足らず、内容はそれ以上に不安の残るものでした。まるでそれは、当時の自身の心境を映し出しているかのようでした。自分に必要なものは何なのか…率直な想いをお世話になっている弁護士の方に伝えました。「論文指導いう点でも、今後スポーツ事故を法的な観点から研究していくうえでも紹介したい方がいる」、そのような連絡をいただきました。投稿論文をきっかけに紹介していただいたある方との出会いが、今後の自身を大きく変えることに繋がっていくことを、この時の私は知る由もありませんでした。